

科学と社会委員会
政府・産業界連携分科会
(第24期・第1回)
議事次第

1. 日 時 平成30年2月21日(水) 14:30～17:00
(休憩15:30～16:00)

2. 会 場 日本学術会議 6-C(1)会議室

3. 議 題

- (1) 役員の選出について
- (2) 今期の方針・活動について
- (3) その他

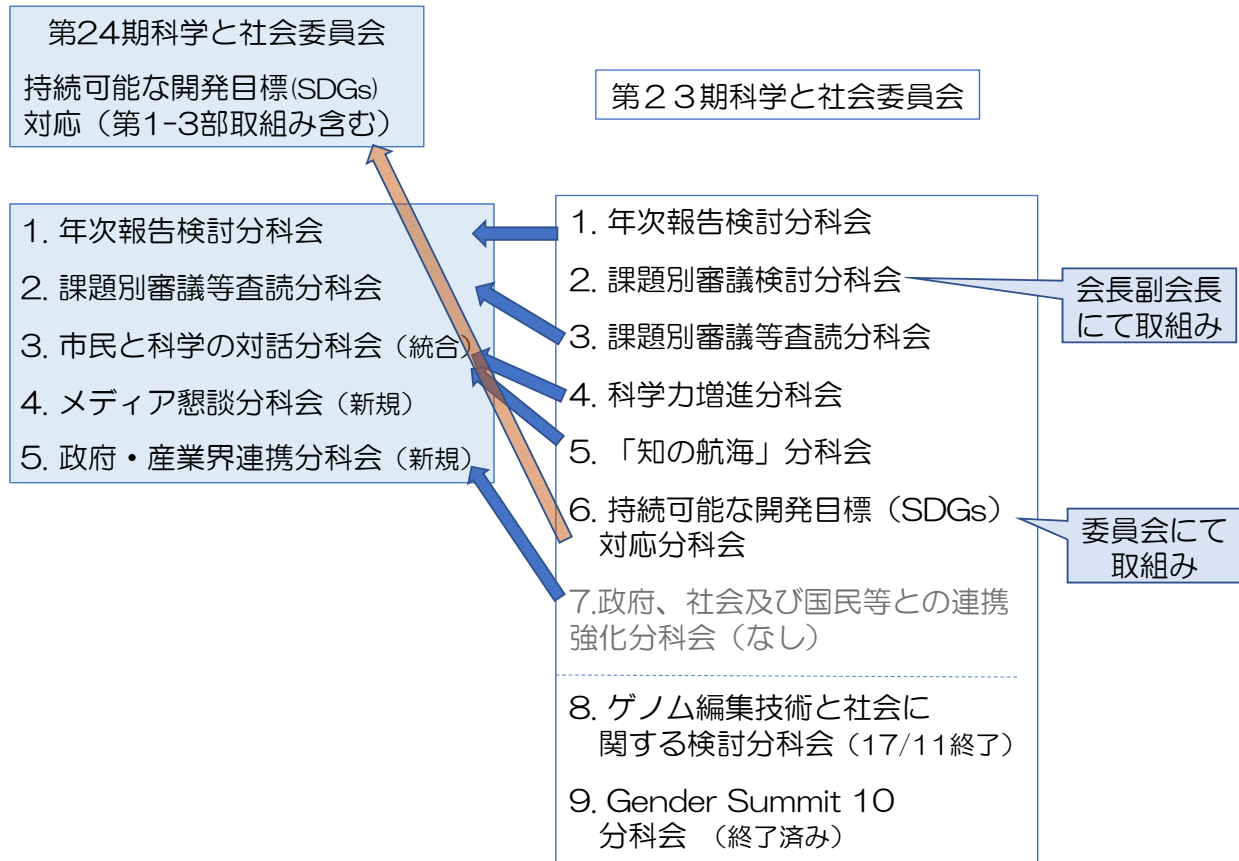
(添付資料)

資料1	委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料2	科学と社会委員会構成・・・・・・・・	2
資料3-1	日本学術会議機の組織図・・・・・・・・	3
3-2	日本学術会議細則(抜粋)・・・・・・・・	4
3-3	科学と社会委員会運営要綱・・・・・・・・	5

第 24 期 科学と社会委員会
政府・産業界連携分科会委員名簿

平成 30 年 1 月現在

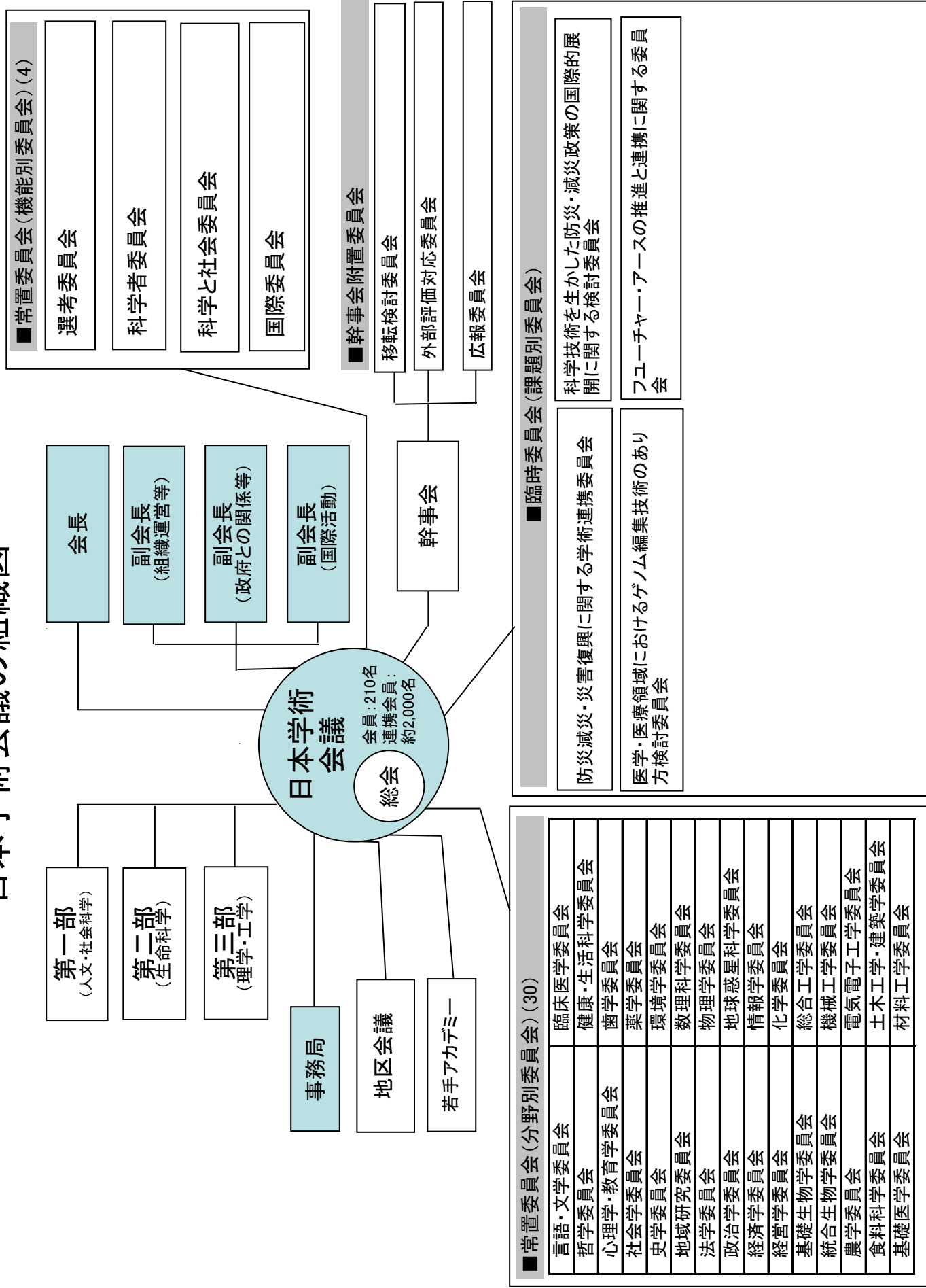
	氏 名	所属・職名	備 考
	小林 傳司	大阪大学教授・理事・副学長	第一部会員
	山極 壽一	京都大学総長	第二部会員・ 会長
	五神 真	東京大学総長	第三部会員
	渡辺 美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構副理事	第三部会員・ 副会長
	五十嵐 仁一	一般社団法人経済団体連合会未来産業・技術 委員会産学官連携推進部会長、J X T G エネ ルギー株式会社取締役常務執行役員	特任連携会員
	小林 いずみ	公益社団法人経済同友会副代表幹事、ANA ホ ールディングス社外取締役、三井物産社外取 締役、みずほフィナンシャルグループ社外取 締役	特任連携会員



科学と社会委員会分科会

- 年次報告検討分科会** 2018/6頃予定
年次報告書の執筆・編集を行う
委員: 副会長(渡辺)、各部長、(必要に応じて会員と連携会員を追加)
- 課題別審議等査読分科会** 未定
課題別委員会と幹事会附置委員会の提言と報告、声明、勧告、要望の査読
委員: 本委員会委員全員、(必要に応じて連携会員を追加)
- 市民と科学の対話分科会(統合)** 2018/2/1予定
サイエンスカフェとサイエンスアゴラ企画、及びその他市民との対話に向けた企画の検討
委員: 各部2名(遠藤、平井、高橋、所、江守、中村)
(必要に応じて会員・連携会員追加)
- メディア懇談分科会(新規)** 日程調整中
新聞社論説委員等メディア関係者への話題提供と懇談を企画し、実行
話題に応じて参加者を決める
委員: 会長、副会長(3名)、土生(日本記者クラブ専務理事・特任連携会員)、赤阪(フォーリン・プレスセンター理事長・特任連携会員)
- 政府・産業界連携分科会(新規)** 2018/2/21予定
文科省などの省庁、経団連などとの懇談及び課題の抽出
委員: 会長、副会長(渡辺)、小林(阪大)、五神、五十嵐(経団連産学官連携推進部会長・特任連携会員)、小林いずみ(経済同友会副代表幹事・特任連携会員)

日本学術会議の組織図



日本学術会議細則（抜粋）

（常置の委員会の設置）

第 10 条 機能別委員会は、別表第 2 のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

（中略）

別表第 2（第 10 条関係）（150 総・167 総・171 総・一部改正）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第 8 条）
科学者委員会	会則第 5 条第 1 号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第 9 条第 3 項、同第 13 条第 2 項）、会員及び連携会員の退職（会則第 10 条第 2 項、同第 14 条第 2 項）、地区会議に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること
科学と社会委員会	会則第 5 条第 2 号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第 5 条第 3 号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

●科学と社会委員会運営要綱

〔平成 17 年 10 月 4 日〕
日本学術会議第 1 回幹事会決定

(組織)

第 1 科学と社会委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）、各部の 3 名（うち 1 名は役員とする。）の会員及び必要に応じて会員の中から選ばれる 4 名以内の委員をもって組織する。

(分科会)

第 2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。分科会及び小委員会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。

分 科 会	調査審議事項	構 成	備 考
ゲノム編集技術と社会に関する検討分科会	・ゲノム編集技術と社会との関わりについての検討事項の整理 ・公開シンポジウムにおける意見交換の進め方に関すること	10 名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成 29 年 10 月 30 日～平成 30 年 3 月 31 日
年次報告検討分科会	年次報告書の執筆・編集に関すること	副会長（日本学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び各部の部長並びに連携会員若干名	設置期間：平成 29 年 12 月 22 日～平成 32 年 9 月 30 日
課題別審議等査読分科会	勸告、要望及び声明並びに課題別委員会（大学教育の分野別質保証委員会を除く）及び幹事会附置委員会が作成する提言及び報告の草案の査読に関すること	委員会の委員及び各部の 6 名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成 29 年 12 月 22 日～平成 32 年 9 月 30 日
市民と科学の対話分科会	サイエンスカフェ、サイエンスアゴラ及びその他市民との対話に向けた企画の検討に関すること	各部の 3 名以内の会員、委員会の 3 名以内の委員及び連携会員若干名	設置期間：平成 29 年 12 月 22 日～平成 32 年 9 月 30 日
メディア懇談分科会	新聞社論説委員等メディア関係者との相互理解、それをもとにした話題提供、懇	会長、副会長及び各部の 3 名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成 29 年 12 月 22 日～平成 32 年 9 月

	談会の企画及び実行に関する こと		30 日
政府・産業界連携 分科会	文部科学省等の省庁及び日 本経済団体連合会等の産業 界との懇談の企画及び実行 に関すること	会長、副会長（日本 学術会議会則第 5 条第 2 号担当）及び 各部の 3 名以内の 会員又は連携会員	設置期間：平成 29 年 12 月 22 日 ～平成 32 年 9 月 30 日

（庶務）

第 3 委員会の庶務は、事務局企画課及び参事官（審議第一担当及び審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

の決定は、決定の日から施行する。